

高知県ものづくり名人登録要領

第1 目的

この要領は、高知県ものづくり名人派遣事業実施要綱（以下「要綱」という。）第5に基づき、高知県内で「ものづくり名人」として活動する意欲のある個人又は団体を登録することに関し必要な事項を定め、「ものづくり名人」の活動を円滑に推進することを目的とする。

第2 登録機関

「ものづくり名人」登録機関は、高知県商工労働部雇用労働政策課とする。

第3 登録要件

「ものづくり名人」として登録する個人（技能者、技術者）又は団体（以下「登録者」という。）は、以下の要件のすべてを満たすものとする。

- (1) 高知県内で自らの技能・技術をもって、「ものづくり名人」として活動する意欲ある個人又は団体。
- (2) 優れた技能・技術を有する個人又は団体。
- (3) わかりやすく、ていねいに指導できること。
- (4) 要綱及び本要領を遵守すること。
- (5) その個人又は団体が、次のいずれかに該当しないこと。

①暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるもの

②暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるもの

③その役員等（法人にあっては業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつてはその長、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいい、個人にあってはその使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者（事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）をいう。以下同じ。）暴力団員等であるもの

④暴力団員等がその事業活動を支配しているもの

⑤暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているもの

⑥暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているもの

⑦いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品、その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したもの

⑧業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したもの

⑨自己又はその役員等が、自己、その属する法人その他団体若しくは第三者の

利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したもの

⑩自己又はその役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの

なお、登録した団体は、学校等から依頼があった場合、団体の構成員の中から上記の要件全てを満たす者を「ものづくり名人」として指名し、学校等に派遣しなければならない。

第4 登録の手続き

- (1) 「ものづくり名人」として登録を希望する個人又は団体は、別紙「高知県ものづくり名人登録に必要な提出書類」に記入の上、登録機関に提出するものとする。
- (2) 登録機関は提出された登録申請書の記載事項が前項の要件を満たしているか確認し、「ものづくり名人」として登録する。
- (3) 登録機関は、登録者に対して「ものづくり名人」の登録を通知しなければならない。

第5 個人情報の管理

- (1) 登録機関は、登録された個人情報については注意して取り扱わなければならない。
- (2) 県は「ものづくり名人」の個人情報を、暴排条例に基づき暴力団を県の事務から排除するために必要な措置としてもものづくり名人登録要件を確認するために使用することができる。
- (3) 登録者は、登録機関に個人情報について訂正及び非開示にしよう求めることができる。
- (4) 登録団体は、構成員の中から指名する「ものづくり名人」の個人情報を県又は県が委託する団体に提供する場合、本人の同意を得なければならない。
- (5) 県は、当該事業を委託した場合、事業の実施に必要な範囲内において個人情報を委託団体に提供することができる。

第6 ものづくり名人の心得

- (1) 登録者は、本事業の趣旨を理解し、活動しなければならない。
- (2) 登録者は、本事業及びその他県が認める場合以外に、「ものづくり名人」の名義を使用してはならない。

第7 登録の変更及び辞退

- (1) 登録者は、申請した主要な事項に変更が生じた場合は登録機関に報告しなければならない。
- (2) 登録者は、登録を辞退する場合は書面により申し出るものとする。

第8 登録の取り直し

登録機関は、登録者が以下に該当する場合、登録を取り直し、速やかに登録者に通知する。

- (1) 登録者が「ものづくり名人」として活動できなくなったとき。

(2) 登録者が「ものづくり名人」としてふさわしくない行為又は公序良俗に反する行為を行ったとき。

第9 費用弁償

(1) 登録者は、県に対して派遣事業の活動の実施について、県で定める報償及び費用弁償以外の請求をすることができない。

(2) 県は、派遣事業の活動（「工場、施設等の見学」活動だけの団体（企業）の登録者を除く。）を行う際の事故等を補償するため、保険に加入する。

(3) 登録者は、派遣事業の活動中の事故等による損害について、上記（2）以外の賠償を求めることができない。

附 則

この要領は、平成16年4月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年1月13日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年2月22日から施行する。